

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和3年11月15日京都市条例第 9 号）（文化市民局地域自治推進室）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、条例中第4条第1項の改正規定は公布の日から、別表1の改正規定はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第56条の規定の施行の日から施行することとしました。

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年11月15日

京都市長 門川大作

京都市条例第9号

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

別表1法別表第1 15及び63の項並びに第3条第1項第1号イに規定する事務の項中「別表第1 15及び63の項」を「別表第1 23及び94の項」に改める。

附 則

この条例中第4条第1項の改正規定は公布の日から、別表1の改正規定はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第56条の規定の施行の日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)